

平成29年5月25日開催

新庄市農業委員会第36回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（平成29年5月）議事録

1. 開催日時 平成29年5月25日（木）10時00分
2. 開催場所 新庄市議会議場
3. 出席委員（20名）

1番 星川 豊	2番 高橋 眞
3番 高橋 和彦	4番 樋口 彦弥
5番 高橋 敏行	6番 海藤 芳正
7番 伊藤 忠男	8番 今田 則雄
10番 佐藤 義一	11番 小嶋 忠昭
12番 柏倉 嘉門	13番 佐藤 喜代志
14番 浅沼 玲子	15番 井上 茂雄
16番 吉野 昭男	17番 星川 勇吉
18番 清水 哲夫	19番 笹 行也
20番 三原 常男	21番 齋藤 謙二

4. 欠席した委員（1名）

9番 畠腹 銀蔵

5. 議事日程

- | | |
|-------|--------------------------------|
| 日程第 1 | 議事録署名委員及び会議書記指名 |
| 日程第 2 | 議案第161号 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第 3 | 議案第162号 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 日程第 4 | 議案第163号 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 日程第 5 | 議案第164号 農地法第18条第6項の規定による通知について |
| 日程第 6 | 議案第165号 農用地利用集積計画について |
| 日程第 7 | 報告第85号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 日程第 8 | 報告第86号 農地改良の届出について |

6. 出席した事務局職員

局 長	三浦 重実	総務主査	鏡 彰広
主 事	渡部 瑞姫	主 事	三宅 大輔

7. 総会議長

星川 豊

8. 会議の概要

○議長

ただいまより、平成29年度新庄市農業委員会第36回総会を開催します。総会に入りますが、事務局より出席者数の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は20名でございます。選挙による委員の出席は15名、欠席通告者は、9番の畠腹銀蔵委員の1名でございます。従いまして、在任する選挙による委員の出席数が過半数を上回っておりますので、新庄市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、本第36回総会が成立していることを御宣告申し上げます。それでは、会長に議長をお願いします。

○議長

それではこれより議事に入ります。まず日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。新庄市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員を慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に7番の伊藤忠男委員と21番の齋藤謙二委員のご両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の鏡彰広君と渡部瑞姫君を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

次に、日程第2、議案第161号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第161号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1番から八向地区2番までの8件につきまして、議案書に基づきご説明いたします。

(議案書を朗読し、申請内容を説明。)

なお、農地法第3条第2項各号の審査基準に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議の程なにとぞよろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまのご提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。まずは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○20番

議案第161号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1番、20日に調査いたしました。農地法第18条第6項関連でありますけども、問題ございませんでしたのでよろしくお願い致します。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の2番について調査報告をお願いします。

○8番

新庄2番について調査報告します。19日調査しました。借り賃で双方合意しており、問題ございませんので、よろしくお願い致します。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の3番について調査報告をお願いします。

○20番

新庄3番について、18日調査いたしました。事由は詳細のとおり、問題ございません

でしたのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦勞様でした。次に、萩野地区に入ります。萩野地区の1番について調査報告をお願いします。

○15番

萩野地区1番につきまして、22日調査いたしました。この農地は△△△△さんの住宅の近くにありまして、△△△△さんが譲ったと言う事で間違いございませんので、よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦勞様でした。次に、萩野地区の2番について調査報告をお願いします。

○21番

萩野地区2番について、5月21日に調査確認しました。△△△△さんの父親が急に亡くなり、祖父との使用貸借権の新規設定であり、問題ないと判断いたしましたので、よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦勞様でした。次に、萩野地区の3番について調査報告をお願いします。

○21番

萩野地区3番について、5月21日に調査確認しました。△△△△さんの父親と△△△△さんが結んでいた契約でしたので再度お願いしたところ、△△△△さんが自分で耕作したいということになり、今年度半年間だけの契約になったということです。貸借権の新規設定であり、問題ないと判断いたしましたので、よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦勞様でした。次に、八向地区に入ります。八向地区の1番について調査報告をお願いします。

○7番

八向地区1番に関しまして、5月21日に調査確認したところ、対価的にもお互い合意の単価で問題ないと判断いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦勞様でした。次に、八向地区の2番について調査報告をお願いします。

○7番

八向2番に関して、5月21日に調査いたしました。△△△△さんが他の人に貸した契約が切れたものですから、新たに△△△△さんに頼んだところ、快く引き受けてくれたということです。対価的にも合意しておりますので、問題ないと判断いたしましたので、よろしくお願ひいたします。

○議長

はい、ご苦勞様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第161号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第161号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第3、議案第162号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第162号農地法第4条の規定による許可申請について、新庄地区1件ございます。議案書に基づき、ご説明申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、1件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

○議長

はい、ご苦勞様でした。ただいまのご提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いいたします。

○8番

議案第162号農地法第4条の規定による許可申請について、新庄地区1番、20日に調査しました。事務局の説明どおりで問題ありませんでしたので、よろしくお願ひいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第162号農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第162号農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第4、議案第163号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第163号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区2件、稲舟地区1件ございます。議案書に基づき、ご説明申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、3件について、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまのご提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。まずは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○8番

議案第163号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区1番について報告いたします。20日に調査いたしました。転用の事由は事務局の説明のとおりで、間違いありませんのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の2番について調査報告をお願いします。

8番

新庄地区2番について、20日調査しました。これも転用事由は事務局の説明とおりで

問題ありませんので、よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区の1番についての調査報告をお願いします。

○16番

稲舟地区1番につきまして、5月20日に双方に電話調査確認しました。改良区からも了解を得まして、問題ありませんでしたので、よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第163号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第163号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第5、議案第164号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第164号農地法第18条第6項の規定による通知について、新庄地区1番から八向地区2番までの6件について、議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、6件について、審議の程なにとぞよろしくお願い申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果について報告をお願いします。まず、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○20番

議案第164号農地法第18条第6項の規定による通知について、新庄1番について調査報告いたします。20日に調査いたしました。農地法第3条関連で出ましたけれども、問題ございませんでしたので、よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の2番について調査報告をお願いします。

○8番

新庄2番について、20日に調査しました。この農地は合意解約でありまして、△△△△さんが管理するようで、問題ありませんのでよろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区の1番について調査報告をお願いします。

○2番

稲舟地区1番について、5月21日調査いたしました。両者合意の案件でございますので、なんら問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区の1番について調査報告をお願いします。

○11番

5月20日に、萩野地区1番について調査確認の結果、問題ありませんでしたので、よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、八向地区の1番について調査報告をお願いします。

○7番

八向1番に関して、5月21日調査確認しました。合意解約であります。また、集積計画関連で耕作する人も決まっておりますので、問題ないと判断いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、八向地区の2番について調査報告をお願いします。

○7番

八向2番に関しまして、5月21日調査確認いたしました。合意解約であります。なんら問題ありませんので、よろしくお願いたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第164号農地法第18条第6項の規定による通知について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第164号農地法第18条第6項の規定による通知については原案のとおり可決決定されました。

○議長

次に、日程第6、議案第165号農用地利用集積計画についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局

議案第165号農用地利用集積計画について、新庄地区1番から八向地区2番までの7件につきまして、議案書に基づきご説明いたします。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、7件につきましてご提案申しあげます。ご審議の程よろしくお願申しあげます。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のあった賃借権等の設定6件、所有権移転1件について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第165号農用地利用集積計画

について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第165号農用地利用集積計画については、原案のとおり可決決定されました。

それでは、これより報告案件に入ります。日程第7、報告第85号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第85号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、新庄地区1番から萩野地区2番までの8件について、議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上8件につきましてご報告申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第85号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第85号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決承認されました。

次に、日程第8、報告第86号農地改良の届出についてを上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第86号農地改良の届出について、稲舟地区1件ございます。議案書に基づきまして、ご報告いたします。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上1件につきましてご報告いたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第86号農地改良の届出について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第86号農地改良の届出については、原案のとおり可決承認されました。

以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

これをもちまして、新庄市農業委員会第36回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

平成29年5月25日

新庄市農業委員会

議事録署名委員 伊藤 忠男

議事録署名委員 齋藤 謙二